

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	6
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	6
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	14
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	15
◎職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	15
◎職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則の一部を改正する規則	15

規 則

高知県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第124号

高知県国民健康保険法施行細則の一部を改正する規則
高知県国民健康保険法施行細則（平成30年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「規定により」を削り、「同号イ」を「同号ロ」に改め、同条第2項中「規定により」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第828号

高知県議会告示第4号

高知県教育委員会告示第5号

高知県警察本部告示第3号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則

（昭和32年10月

高知
高知
高知
高知

県告示第645号

県議会議長告示第1号

県教育委員会告示第30号

県警察本部告示第1号

令和5年12月28日

）の一部を次のように改正する。

高知県知事	濱田	省司
高知県議会議長	弘田	兼一
高知県教育長	長岡	幹泰
高知県警察本部長	高清水	善弘

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	145,000	194,900	214,400	256,500
	2	145,900	196,300	215,600	257,500
	3	146,900	197,600	216,800	258,700
	4	147,800	199,000	217,800	259,700
	5	148,800	200,400	218,700	260,700
	6	149,800	201,300	219,700	261,700
	7	150,800	202,300	220,700	263,000
	8	151,800	203,500	222,100	264,000
	9	152,600	204,700	223,300	264,900
	10	153,600	205,700	224,600	266,100
	11	154,600	206,900	225,700	267,300
	12	155,700	207,800	227,100	268,400
	13	156,500	208,800	228,200	269,200
	14	157,500	209,300	229,700	270,200
	15	158,500	210,000	231,000	271,300
	16	159,500	211,100	232,600	272,200
	17	160,600	212,000	233,700	273,000
	18	161,800	212,800	234,700	273,800
	19	163,000	213,400	235,400	274,900
	20	164,200	214,200	236,300	275,800
	21	165,300	214,900	237,200	276,500
	22	166,400	215,800	238,200	277,500
	23	167,600	216,700	239,200	278,400
	24	168,700	217,700	240,300	279,400
	25	169,900	218,600	241,500	280,500
	26	171,300	219,600	242,700	281,400
	27	172,700	220,400	243,900	282,300
	28	174,200	221,300	245,000	283,400
	29	175,500	222,200	246,000	284,200
	30	177,000	222,900	246,900	285,200
	31	178,400	223,600	248,000	286,100
	32	179,900	224,400	248,800	286,900
	33	181,300	224,800	249,700	287,700
34	182,900	226,000	250,800	288,700	

35	184,700	227,000	252,200	289,800
36	186,500	228,000	253,300	290,800
37	188,100	228,700	254,400	291,500
38	189,700	229,500	255,700	292,300
39	191,200	230,500	257,000	293,000
40	192,800	231,300	258,200	293,700
41	194,400	232,100	259,100	294,600
42	195,200	232,900	260,200	295,500
43	196,100	234,100	261,400	296,500
44	197,200	234,900	262,500	297,500
45	198,400	235,800	263,200	298,300
46	199,600	236,900	264,000	299,200
47	200,900	238,000	265,100	300,000
48	201,900	239,000	266,000	300,900
49	202,800	239,900	267,000	301,800
50	203,400	240,900	268,100	302,700
51	204,200	242,000	269,100	303,600
52	205,100	243,000	270,100	304,500
53	206,000	243,800	271,200	305,300
54	206,700	244,400	272,200	306,100
55	207,400	245,300	273,200	306,900
56	208,300	246,000	274,400	307,700
57	209,100	246,800	275,100	308,500
58	210,000	247,700	276,100	309,300
59	210,700	248,500	277,000	310,100
60	211,700	249,400	277,800	310,900
61	212,400	250,400	278,800	311,500
62	213,000	251,100	279,800	312,200
63	213,400	251,800	280,900	312,900
64	213,900	252,700	281,900	313,600
65	214,300	253,400	282,800	314,300
66	214,500	254,100	283,500	314,900
67	214,700	254,700	284,100	315,500
68	214,900	255,200	284,700	316,100
69	215,100	255,900	285,600	316,800
70	215,300	256,400	286,300	317,300
71	215,500	257,000	287,100	317,800
72	215,700	257,500	287,900	318,300
73	215,900	257,800	288,800	318,600
74	216,100	258,100	289,600	319,100

75	216,500	258,400	290,300	319,600
76	216,800	258,600	291,100	320,100
77	217,000	259,200	291,900	320,400
78	217,200	259,600	292,500	320,800
79	217,800	260,100	293,100	321,200
80	218,100	260,600	293,700	321,600
81	218,500	261,000	294,200	322,100
82	219,100	261,300	294,800	322,500
83	219,700	261,500	295,400	322,900
84	220,200	261,800	296,000	323,300
85	220,600	262,200	296,500	323,700
86	221,100	262,600	297,100	324,100
87	221,700	263,000	297,700	324,500
88	222,200	263,400	298,300	324,900
89	222,400	263,600	298,700	325,200
90	222,600	264,000	299,200	325,600
91	223,100	264,400	299,700	326,000
92	223,400	264,800	300,200	326,400
93	223,600	265,200	300,700	326,700
94	224,000	265,600	301,200	327,100
95	224,300	266,000	301,700	327,500
96	224,700	266,400	302,200	327,900
97	225,300	266,600	302,600	328,200
98	225,600	266,900	303,100	328,600
99	225,900	267,100	303,600	329,000
100	226,400	267,400	304,100	329,400
101	226,700	267,800	304,500	329,700
102	227,200	268,000	304,900	
103	227,600	268,300	305,300	
104	227,900	268,600	305,700	
105	228,200	268,900	306,100	
106	228,600	269,200	306,500	
107	229,100	269,500	306,900	
108	229,500	269,800	307,300	
109	229,700	270,100	307,700	
110	230,000	270,400	308,100	
111	230,300	270,700	308,500	
112	230,500	271,000	308,900	
113	231,000	271,300	309,200	
114	231,400	271,600	309,600	

	115	231,900	271,900	310,000	
	116	232,400	272,200	310,400	
	117	232,800	272,500	310,700	
	118	233,200	272,800	311,100	
	119	233,500	273,100	311,500	
	120	233,900	273,400	311,900	
	121	234,300	273,600	312,200	
	122		273,900	312,600	
	123		274,200	313,000	
	124		274,500	313,400	
	125		274,700	313,600	
	126		274,900	314,000	
	127		275,200	314,400	
	128		275,500	314,800	
	129		275,700	315,000	
	130		275,900	315,400	
	131		276,200	315,800	
	132		276,500	316,200	
	133		276,700	316,400	
	134		276,900		
	135		277,200		
	136		277,500		
	137		277,700		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	193,900	205,200	227,400	248,700

別表第3の2中

「	38		「	37	
	39			38	
	40			38	
	41			39	
	41			39	
	41			40	
	42	を		40	に、
	42			41	
	42			41	
	43			42	
	43			42	
	43			43	
	44			43	」
」			「	48	
	48			48	
	48			49	
	49			49	
	49			49	
	50			49	
	50			50	
	51			50	
	51			50	

	52			51	
	52			51	
	53			51	
	53			51	
	54			52	
	54	を		52	に、
	55			52	
	55			52	
	56			53	
	56			53	
	57			53	
	57			53	
	57			54	
	58			54	
	58			54	
	58			54	
	59			55	
	59			55	
	59			55	
」			「	22	
	22			21	
	23			22	
	24			22	

	25			23	
	25	を		23	に、
	26			24	
	26			24	
	27			25	
	27			26	
	28			27	
」			「	46	
	46			45	
	47			46	
	48			46	
	49			47	
	49	を		47	に改める。
	50			48	
	50			48	
	51			49	
	51			50	
	52			51	

別表第4（その2）を次のように改める。

(その2)

調整基本額表

職務の級	調整基本額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
1 級	6,400円	5,800円
2 級	7,600円	6,200円
3 級	8,500円	6,800円
4 級	8,700円	7,500円

附 則

(施行期日等)

1 この就業規則は、令和5年12月28日から施行し、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（次項において「改正後の就業規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(内払)

2 改正後の就業規則の規定を適用する場合においては、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

3 この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に關し必要な事項は、一般職員の例による。

（技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正）

4 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正（平成18年12月高知県告示第842号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第18号・高知県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成29年12月及び平成30年12月改定差額（平成30年4月1日）を「平成29年12月、平成30年12月及び令和5年12月改定差額（令和5年4月1日）」に、「（平成30年12月高知県告示第980号・高知県議会告示第1号・高知県教育委員会告示第11号・高知県警察本部告示第1号）」を「（令和5年12月高知県告示第828号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第5号・高知県警察本部告示第3号）」に改め、附則第5項中「平成29年12月及び平成30年12月改定差額」を「平成29年12月、平成30年12月及び令和5年12月改定差額」に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月28日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第13号**高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第20条の5中「、第20条」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第40号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12中「又は動物愛護指導員」を「又は動物愛護管理指導員」に、「動物愛護指導員等手当」を「動物愛護管理指導員等手当」に改め、同表の12の表2の項中「動物愛護指導員」を「動物愛護管理指導員」に改める。

別表第5の1の表中「6,700円」を「6,900円」に、「9,600円」を「9,700円」に、「10,200円」を「10,300円」に、「10,600円」を「10,700円」に改め、同表の2の表中「8,100円」を「8,200円」に、「9,300円」を「9,400円」に改め、同表の3の表中「10,900円」を「11,200円」に、「13,100円」を「13,200円」に、「14,500円」を「14,600円」に改め、同表の4の表中「6,400円」を「6,600円」に、「8,000円」を「8,100円」に、「9,100円」を「9,200円」に、「10,500円」を「10,600円」に改め、同表の5の表中「8,100円」を「8,200円」に、「10,000円」を「10,100円」に、「11,600円」を「11,700円」に改め、同表の6の表中「8,400円」を「8,500円」に、「10,900円」を「11,000円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、同表の7の表中「11,000円」を「11,100円」に改め、同表の8の表中「8,000円」を「8,200円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,400円」を「9,500円」に、「10,600円」を「10,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「12,000円」を「12,100円」に、「12,400円」を「12,500円」に改める。

別表第6の1の表中「6,400円」を「6,500円」に、「9,600円」を「9,700円」に、「11,900円」を「12,000円」に改め、同表の3の表中「8,800円」を「8,900円」に、「10,100円」を「10,200円」に、「13,900円」を「14,000円」に改め、同表の4の表中「5,600円」を「5,700円」に、「6,400円」を「6,500円」に、「7,800円」を「7,900円」に改め、同表の5の表中「7,000円」を「7,100円」に、「8,800円」を「8,900円」に改め、同表の6の表中「9,900円」を「10,200円」に改め、同表の7の表中「10,100円」を「10,400円」に改め、同表の8の表中「7,200円」を「7,300円」に、「12,500円」を「12,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則別表第5及び別表第6の規定は、令和5年4月1

日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第41号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第31の1の表中

22	21
22	22
23	22
23	22
24	23
24	23
25	23
25	24
26	24
26	24
27	25
27	25
28	26
28	26
29	27
29	27

29	28
30	28
30	29
30	29
31	29
31	30
31	30
32	30
32	31
32	31
33	31
33	32
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36

を

に改め、同表の2の表中

39
18
19
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
26
27
28
29
29
30
30
31
31

37
17
18
18
19
19
20
20
21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29

32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41

に、

43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56

58	56
59	57
59	57
60	57
60	58
61	58
61	58
62	59
62	59
63	59
63	60
64	60
64	60
65	61

「

22	21
22	22
23	22
23	22
24	23
24	23
25	23
25	24

」

26	24
26	24
27	25
27	25
28	26
28	26
29	27
29	27
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
33	32
34	32
34	33
34	33
35	33
35	34
35	34

を

に改め、同表の3の表中

36	34
36	35
36	35
37	35
37	36
37	36
37	36
38	36
38	37
38	37
39	37
39	38
39	38
39	38
40	38
40	39
40	39
40	39
41	40
41	40
41	40
41	40
41	41

42	41
42	41
42	41
42	42
42	42
43	42
43	42
」	
「	「
26	25
27	26
28	26
28	27
28	27
28	27
28	28
29	28
29	28
29	29
29	29
29	29
30	29
30	30
30	30
30	30
30	30
を	
に改め、同表の4の表中	

31	30
31	31
31	31
31	31
31	31
32	31
」	
「	「
26	25
27	26
28	26
29	27
29	27
29	28
30	28
30	29
30	29
31	29
31	30
31	30
32	30
32	31
32	31
33	31
33	32

34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
を	
に改め、同表の5の表中	
」	
」	

62		61		86		85		38		37
63		62		86		86		39		38
64		62		86		86		40		38
65		63		87		86		41		39
65		63		87		86		41		39
66		64		87		87		42		40
66		64		88		87		42		40
67		65		88		87		43		41
67		66		88		87		43		41
68		67		89		88		44		42
68	を	68	に、	89	を	88	に改め、同表の6の表中	44		42
69		69		89		88		45		43
70		69		89		88		45		43
71		70		90		89		46		44
72		70		90		89		46		44
73		71		90		89		47		45
73		71		90		90		47		45
74		72		91		90		48		46
74		72		91		90		48		46
75		73		91		91		49		47
75		74		91		91		49		47
76		75		92		91		50		48
								50		48

44	43
44	43
45	43
45	44
46	44
46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	50
52	51
62	61
62	62
63	62
63	62
64	63

を に、

64	63
65	63
65	64
65	64
65	64
65	65
65	65
66	65
66	65
66	65
66	65
66	66
67	66
67	66
67	66
67	66
67	66
67	66
68	67
68	67
68	67

を に改め、同表の8の表中

68	67
68	67
68	67
69	67
69	68
70	68
70	68
71	68
78	77
79	78
80	78
81	79
81	79
82	80
82	80
83	81
83	82
84	83
54	53
55	54
56	54
57	55

を に、

58	55
59	56
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
69	66
70	67
70	68
71	69
71	70
72	71

を に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日（次項において

「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 28 日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第42号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項職員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
	円	円	円	円	円
1 年未満	415,600	369,500	309,200	67,500	50,000
1 年以上 2 年未満	415,600	369,500	309,200	67,500	50,000
2 年以上 3 年未満	415,600	369,500	309,200	67,500	50,000
3 年以上 4 年未満	415,600	369,500	309,200	67,500	46,000
4 年以上 5 年未満	415,600	369,500	309,200	67,500	42,000
5 年以上 6 年未満	415,600	369,500	309,200	67,500	38,000
6 年以上 7 年未満	415,600	369,500	309,200	65,100	34,000
7 年以上 8 年未満	415,600	369,500	309,200	62,700	30,000
8 年以上 9 年未満	415,600	369,500	309,200	60,300	26,000
9 年以上 10 年未満	415,600	369,500	309,200	57,900	22,000
10 年以上 11 年未満	415,600	369,500	309,200	55,300	18,000
11 年以上 12 年未満	415,600	369,500	309,200	52,900	14,000
12 年以上 13 年未満	415,600	369,500	309,200	50,500	10,000
13 年以上 14 年未満	415,600	369,500	309,200	48,100	6,000
14 年以上 15 年未満	415,600	369,500	309,200	46,100	3,000

15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	44,300	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	42,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	40,800	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	39,100	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	37,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	35,600	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	34,500	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	33,400	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	31,800	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	30,700	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	29,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	28,400	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	27,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	26,000	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	25,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	24,200	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	23,000	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	21,300	
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	19,500	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	17,400	

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

